

# 気象警報発令時における規定

「奈良県北西部」または「五條・北部吉野」に含まれる市町村に気象警報が発表されて  
いるときはつぎのように対応すること

## 1. 平常授業期間中の場合

- ①午前7時現在において、発表されている場合、登校はしない。
- ②午前7時以降でも、自宅を出るとき、あるいは通学途中で発表されていることを知った場合も、登校しなくてよい。
- ③午前10時までに警報が解除された場合は、授業の用意をしてすみやかに登校すること。
- ④午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休業とする。
- ⑤警報発表以前に登校している生徒については、放送で指示をする。
- ⑥半日授業の日については、朝7時現在で警報が解除されていなかったら臨時休業とする。
- ⑦上記の区域に警報が発表されていなくても、登校時通過する区域等に警報が発表されている場合は安全を確認して登校し、もし危険があると判断される場合は登校を控える。この場合、その旨を必ず学校に連絡すること。

## 2. 定期考査期間中の場合

午前7時現在で警報が解除されていない場合、臨時休業とする。なお、翌日の考査の時間割については、初めの発表どおりとし、実施できなかった科目の考査については改めて指示をする。

なお、上記の区域に警報が発表されていなくても、自宅のある市町村に警報が発表されている場合は自宅待機とし、速やかに学校に連絡して、今後の対応の指示を受けること。

# 奈良県



奈良県の気象警報地域細分図 (奈良地方気象台作成)